

謹賀新年

あけましておめでとらござります





新春を迎え

大町溝土地改良区

理事長 齋藤 隆

平成十七年の新春を迎え組合員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日頃から大町溝土地改良区の事業運営につきまして組合員の皆様からご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

昨年は、八月二〇日の台風一五号から一六号、一八号と三連続の台風が庄内地方に襲来し農作物に計り知れない被害を与え、秋の収穫では収量の激減や品質の低下を招いてしまいました。

今年度の台風は、日本中を幾度となく縦断し、沖縄から北海道まで四十七都道府県すべてが被害を受けたと言っても過言ではないと思います。

また一〇月に入ってからは、二十三日の夕刻に新潟県中越地震が発生し、想像を超えた被災地の現状を見て身の凍る思いをしたところで

す。次々と襲い懼る大型台風や地震災害と大変な一年であり、自然の力の強さとその前での人の無力を痛感するところがあります。

新しい年を迎え、足をしっかりと地に着け、障害を乗り越え踏ん張って前に進んで

いただきたいと考えております。

先月二十四日の閣議で、平成十七

年度農林水産関係予算が三兆円を切る形で決定したところ。三兆円を切る予算とは、二十八年ぶりとなり、四年連続で削減された予算とな

っております。今、大変厳しい農業情勢のなか公益性の高い維持管理を進め、新しい食料・農業・農村基本

計画を進めているなかで、政府として農政の縮小姿勢を示すものであり大変残念に思うところです。

その中で、三位一体改革の名の下、税源委譲・廃止対象とされた、ほ場整備（経営体育成基盤整備）事業な

どの農林水産省管轄の公共事業は、各機関のご努力により、これまでど

おり国の責務として行うべきものとして位置づけられました。これも組合員

各位の日頃からのお力添えがあったればこそその結果だと感謝してござ

す。また、平成十四年度から水士里ネットの愛称の下、各土地改良区が展

開してまいりました二十一世紀土地改良区創造運動も本年度で四ヶ年目を迎えます。

後の頁にその取組の一部が掲載されておりますが、大町溝としては地域に置ける農業用水の発達

の歴史と稲作に及ぼす役割に加え、

住環境・生態系保全、洪水抑制機能など稲作農業の持つ多面的な機能をお伝えすべく、小学生を中心に校外

授業を受け入れ、おいで頂いた先生方からはご好評を頂いております。

また、平田町郡鏡地区では、公民館行事の一環として“水のたび”と銘

打ち、地域の水・農業資源を再発見する試みを行っており、大町溝も微

力ながら食農教育の一環として協賛させて頂いております。

昨今のように農家の子供が、田んぼに足を運ぶことが少なくなった時

代に、組合員皆様からも、改めて農業の持つ様々な役割や、それに根ざ

し、培ってきた日本人の文化ともい

うべき様々な行事について、お子さん

を交え語り合う機会を創って頂きたいと思っております。

さて、国・県・関係市町のご高配により順調な進捗をしている国営最

上川下流沿岸農業水利事業も、当方に関わる平田揚水機場の改修工事

も、平成十六年度に建屋および送水管改修、平成十七年度にポンプ据付の予定で既に工事に入っており、平成十八年度の作付からは一新されたポンプでの揚水となります。また、

念願でありました草薙頭首工の改修は、平成十七年度機械設備の製作、平成十八年度改修据付工事の予定となっており、完成のあかつきには最新の徐塵施設と集中管理設備により、高精度で省力化された施設に生まれ変わります。

組合員負担の軽減につながるべく、一日も速い完成が待たれるところです。

最後に、本年こそは平和で稔り多き年となりますことと、組合員の皆様のご健勝をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

大町溝土地改良区

理事長 齋藤 隆

副理事長 岩崎 直

会計係理事 庄司 健吉

理事 鈴木 敏夫

同 伊藤 幹雄

同 佐藤 清人

同 富樫 賢一

同 佐藤 良

同 齋藤 誠一

同 齋藤 久太郎

総括監事 齋藤 久太郎

監事 松田 操

同 寒河江 繁

外職員一同

平成16年度研修風景等

小学校や地域の公民館が総合学習等で、土地改良区の施設を見学に訪れてくれた児童たちの研修風景を紹介します。

詳しくは、ホームページをご覧ください。(http://o-machikou.info/) 土地改良区では、地域単位や学校単位での現地研修について随時お受けしますので、興味のある方はご連絡ください。

TEL0234-52-2350(代) 大町溝土地改良区 総務課 能登山



H16.7.9 平田町立田沢小学校 3年生



松山町立内郷小学校 5年生
H16.7.21



平田町立東陽小学校 4年生
H16.9.9



平田町立田沢小学校 4年生
H16.10.12



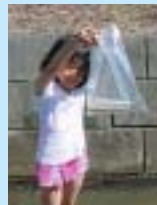
平田町立南平田小学校 4年1組
H16.11.9



平田町立南平田小学校4年2組
H16.11.10



平田町郡鏡公民館行事
「水の旅」
H16.7.30



〈〈平成16年度事業の状況について〉〉

☆水田畑地化基盤強化対策事業

現在大町溝土地改良区管内では、県営事業1地区(上野原地区)、団体営事業2地区(上北目地区・飛鳥地区)の取り組みを今年度から行っております。

※県営上野原地区

地区面積	A=22.6ha
総事業費	67,000千円
工事内容	本暗渠工・土壌改良・排水路工

・平成16年度工事発注状況

区 分	内 訳
工事内容	本暗渠工・排水路工
落札業者	酒田市幸町1丁目6-6 林建設工業株式会社



団体営飛鳥地区での
暗渠工事の状況

※団体営上北目地区

地区面積	A=5.9ha
総事業費	14,000千円
工事内容	本暗渠工・補助暗渠工・地下水位調整施設工・土壌改良

・平成16年度工事発注状況

区 分	内 訳
工事内容	暗渠工事一式
落札業者	酒田市下安町41-1 株式会社 丸高



※団体営飛鳥地区

地区面積	A=8.9ha
総事業費	28,000千円
工事内容	本暗渠工・補助暗渠工・土壌改良

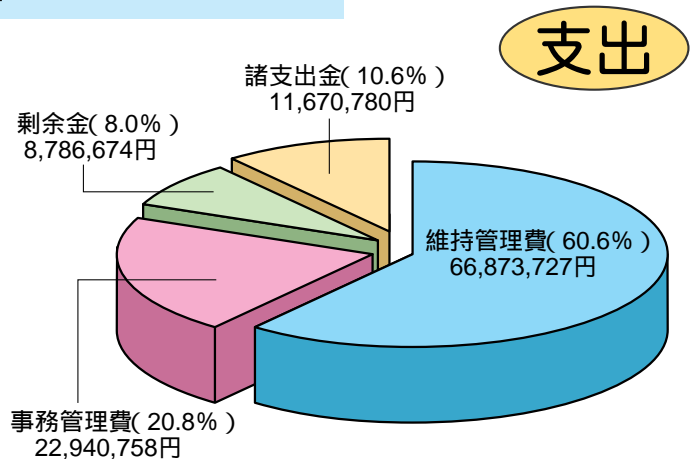
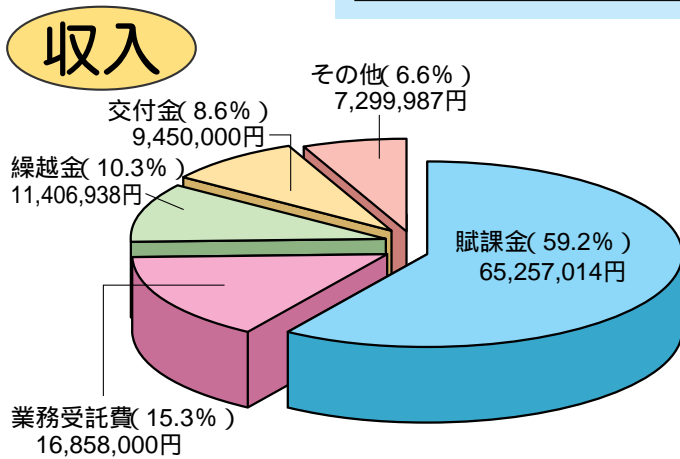
・平成16年度工事発注状況

区 分	内 訳
工事内容	暗渠工事一式
落札業者	酒田市東町2丁目1-7 株式会社 大井建設



最上川下流右岸土地改良区連合 平成15年度決算状況

一般会計	収 入	110,271,939円	
	支 出	98,601,159円	
	差し引き	11,670,780円	平成16年度に繰り越す。



☆その他の特別会計

単価 (円)

予 算 科 目	収入決算額	支出決算額	収入支出差引残額	備 考
自動車償却及び購入基金	3,067,559	2,000,000	1,067,559	平成16年度に繰越す
職員退職給与金	32,205,587	9,598,820	22,606,767	平成16年度に繰越す
役員退任慰労金	1,644,088	0	1,644,088	平成16年度に繰越す
褒 賞 金	939,068	0	939,068	平成16年度に繰越す
事務所整備資金	269,315	0	269,315	平成16年度に繰越す
財政調整資金	72,782,922	0	72,782,922	平成16年度に繰越す
計	110,908,539	11,598,820	99,309,719	

☆最上川下流右岸土地改良区連合財産の状況

区 分	土地 (敷地等)	土地 (山林原野等)	建 物
面 積	6,553.05㎡	18,007.00㎡	461.01㎡

☆最上川下流右岸土地改良区所属土地改良区の現状

項 目	大町溝土地改良区	日向川土地改良区	合 計
地区総面積	2,952.8h a	5,617.7h a	8,570.5 h a
内 国営事業関係面積	2,827.7h a	3,461.7h a	6,289.4 h a
組合員数	1,754人	3,624人	5,378人
内 国営事業関係組合員数	1,678人	1,937人	3,615人

大町溝土地改良区管理施設の他目的使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設（用排水路・農道等）を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。（承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。）

※他目的使用の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後（契約期間は5年間です。）に下表の使用料を納入し使用することとなります。（取扱手数料2,000円）

・使用料又は阻害補償料

使用の目的	単 位	年 額
電柱(支柱、支線を含む)及び鉄塔施設	公衆電気通信法施行令に基づく	
管類の地下埋設	口径30cm以下 1mあたり	300円
	口径30cm～100cm未満 1mあたり	600円
広告物、街灯等	表示面積1㎡あたり	3,000円
橋 梁 等	面積1㎡あたり	5,000円以内
駐 車 場	面積1㎡あたり	2,000円以内

※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後（契約期間は5年間です。）に下表の使用料を納入し使用することとなります。（取扱手数料7,000円）

・浄化水及び排水放流使用料

区 分	種 別	単 位	年 額
浄化水	し尿浄化槽	一般家庭用 1ヶ所	2,000円
浄化水	会社、工場、病院、その他	50人槽まで 1人あたり	400円
浄化水	会社、工場、病院、その他	50人～100人槽まで 1人あたり	350円
浄化水	会社、工場、病院、その他	100人槽以上 1人あたり	300円
排 水	会社、工場、病院、その他	排出量1ヶ年 1㎡あたり	2円

※問い合わせ先

大町溝土地改良区 TEL0234-52-2350 管理課 管理係 小野寺まで

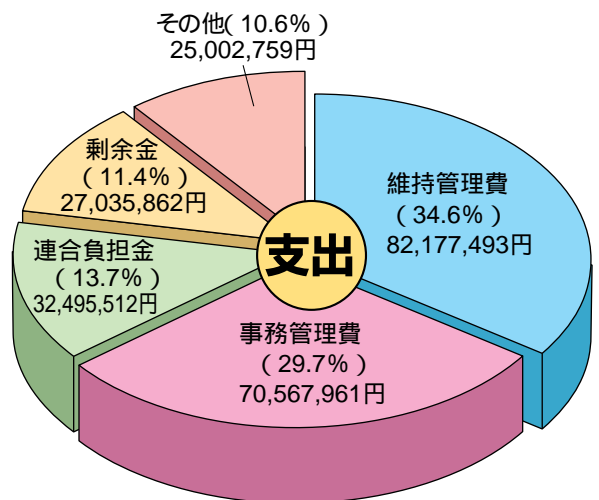
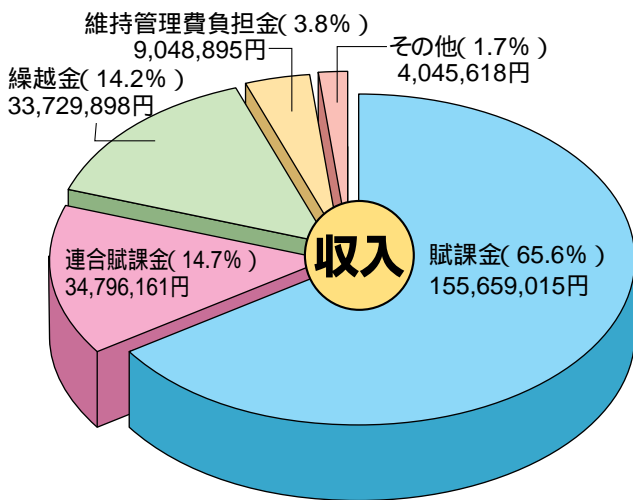
平成16年度 第1回臨時総代会

各会計の決算状況



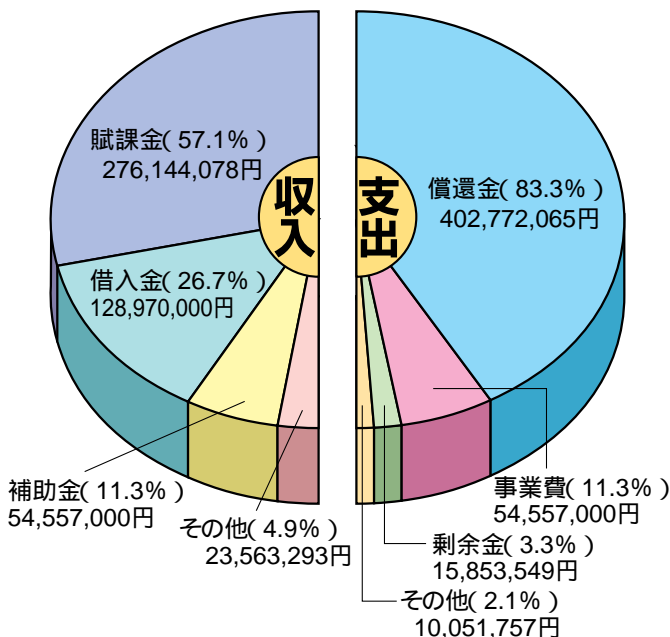
議長 (佐藤 司 総代)

☆一般会計	収入	237,279,587円
	支出	210,243,725円
	差引額	27,035,862円
	平成16年度に繰越す。	



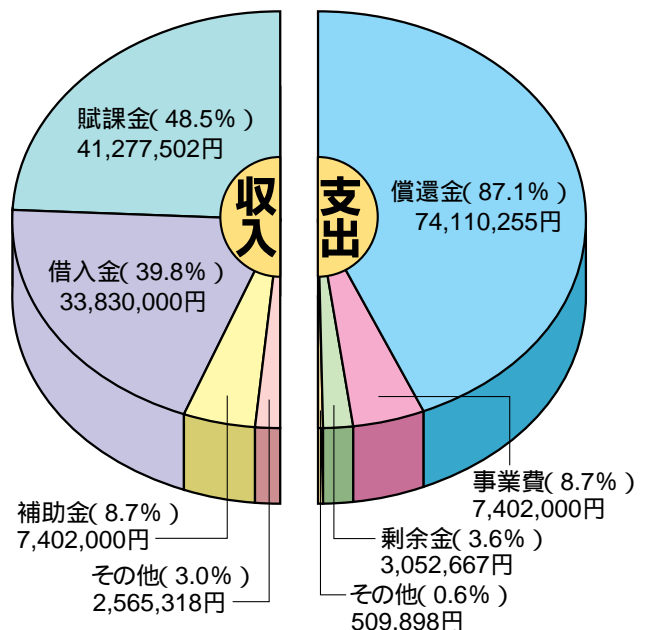
☆県営土地改良事業特別会計

収入	483,234,371円
支出	467,380,822円
差引額	15,853,549円
平成16年度に繰越す。	



☆団体営土地改良事業特別会計

収入	85,074,820円
支出	82,022,153円
差引額	3,052,667円
平成16年度に繰越す。	





総代会開催状況

平成16年8月26日に平成16年度第1回臨時総代会が開催され、平成15年度決算を含む全17議案が承認、可決されました。



☆その他の特別会計の決算状況

(単位：円)

番号	会計区分	収入決算額	支出決算額	差引額	備考
1	担い手育成支援事業	62,776,442	62,772,547	3,895	平成16年度に繰越す
2	役員退任慰労金	1,501,744	0	1,501,744	平成16年度に繰越す
3	水源涵養林	22,185,433	11,685	22,173,748	平成16年度に繰越す
4	事務所等維持管理	3,035,988	2,403,429	632,559	平成16年度に繰越す
5	決済金	93,827,225	171,123	93,656,102	平成16年度に繰越す
6	土地改良事業積立金	149,895,802	2,031,864	147,863,938	平成16年度に繰越す
7	顕彰金	3,907,887	925,112	2,982,775	平成16年度に繰越す
8	自動車償却及び購入基金積立金	3,418,402	0	3,418,402	平成16年度に繰越す
9	職員退職給与	38,390,743	0	38,390,743	平成16年度に繰越す
	計	378,939,666	68,315,760	310,623,906	

平成16年分 大町溝土地改良区賦課金（是認額）一覽表

科 目	工 区 等	10 a 当り 賦課金 (円)	是認割合	是認額 (円)
(一般会計)	經常・連合賦課	6,410	100.0%	6,410
(特別会計) 県営土地改良	飛鳥地区排水対策	2,075	100.0%	2,075
	内郷地区	12,310	85.9%	10,568
	山元地区	14,510	74.4%	10,793
	中平田東地区	14,595	77.9%	11,358
	南平田地区	12,305	81.3%	10,000
	西平田地区	田 13,270	83.5%	11,070
	同	畑 7,960	100.0%	7,960
	中平田南地区	田 12,505	91.4%	11,427
	同	畑 7,500	100.0%	7,500
	大正溝地区	15,425	84.3%	12,989
	砂越地区	田 12,690	78.9%	10,000
	同	畑 7,610	100.0%	7,610
	同 (茨野新田H10繰償分)	9,135	100.0%	9,135
	同 (H12繰償分)	田 8,846	100.0%	8,846
	同	畑 5,307	100.0%	5,307
	中平田西地区	10,295	97.2%	10,000
	同 (H14繰償分)	7,553	100.0%	7,553
	飛鳥砂越地区	7,345	100.0%	7,345
檜橋地区 (H9繰償分)	5,224	100.0%	5,224	
(特別会計) 団営土地改良	寺田第二地区	585	100.0%	585
	南田沢第二地区	540	100.0%	540
	相沢川地区	10,000	100.0%	10,000
	上郷溝地区	13,470	74.3%	10,000
	石名坂地区	13,845	75.8%	10,493
	飛鳥地区	10,675	93.7%	10,000
	山寺地区	15,040	76.3%	11,464

賦課金 是認額

是認額とは、土地改良区に納付していただいた賦課金の内、税務上必要経費として認められる金額のことを是認額と言います。

必要経費の基準

- 10a当たりの賦課金が10,000円未満の地区は、全額を必要経費として見られます。
- 10a当たりの賦課金が10,000円以上の地区は、必要経費の試算により10,000円を下限として必要経費として見られます。(※最低でも10,000円が必要経費として認められます。)

是認額の算式イメージ

(賦課額より維持管理費を除いた額 × 繰延資産取得率) + 維持管理費 = 地区是認額

地区是認額 ÷ 地区面積 = 10a 当たり是認額

注1 …賦課事務費と当年の償還利子額を合わせた額が維持管理費です。

注2 …事業費全体の中で道水路工事費の占める割合が繰延資産取得率です。

工事費 (取得費) の内訳

B	C	B'	C'
永久資産	繰延資産	共通経費	
整地工 用地補償 換地費	用排水工 道路工 暗渠排水 客土工 営繕費	工事雑費 測量試験費 事務費	
←	①	→	
← A →			

繰延資産取得率 $C + C' / A = C / ①$

是認額について

土地改良区に納付した賦課金につきましては、確定申告に際し、全額必要経費としてみとめられておりません。一定の是認割合を掛けた是認額が必要経費として認められることとなっております。

是認割合の算定については、農地に対し、圃場整備の実施により価値が上がった分を永久資産と考え個人の資産であり、必要経費としては、繰延資産分しか含まれないという税務上の判断のため、工事費の中からその永久資産経費除くため、工事費の内訳を調査し、工事費に対する繰延資産比率を各圃場整備実施地区毎に算定したものが是認額となっております。

農地に変更があった場合はすぐに届出を!

(連絡先：大町溝土地改良区 財務係 52-2350)

◎大町溝では、賦課金算出の基となる面積を毎年二月末日現在で決定しております。平成十七年度の賦課面積異動も今年の二月二十八日(月)までとなっております、農地の権利等に移動のときは組合員自ら土地改良区に届出ていただくことになっております。心当たりの方は次に記載されている書類をご持参のうえ、変更の手続きをしていただくようお願いいたします。

なお、せっかく手続きをしても二月二十八日(月)を過ぎると平成十七年度の賦課金の変更はできませんのでご注意ください。

また、農地を転用等する場合も速やかに大町溝に届出をしていただくようお願いいたします。

☆所有権耕作権等の変更の場合

◎所轄農業委員会の許可書または、その土地の登記済み証写し及び両者の印鑑を持参してきてください。大町溝所定の用紙(組合員資格得喪通知書)で手続きが必要です。

※農業委員会の手続きだけでは大町溝の面積は変わりません。

なお、現組合員の死亡による相続によって新たに組合員になられる方も組合員変更の手続きが必要です。その場合は「新しく組合員となる方の印鑑・権利書等」をご持参のうえ、必ず届け出をしていただくようお願いいたします。

所有権移転		使用収益権移転	資格得喪(解約)
売買・贈与・交換	相続	後継者移譲(使用貸借) 農業経営者変更 貸借	
<u>農業委員会長の確認印</u> もしくは ・土地登記簿謄本(法務局より) ・土地権利書(所有者より) ・農地法第3条許可書(農業委員会より) ・農用地利用集積計画書の許可書(農業委員会より) 上記いずれかの書類の写し添付	・土地登記簿謄本(法務局より) ・土地権利書(所有者より) 上記いずれかの書類の写し添付 <u>現資格者の印は不要又、死亡年月日を明記</u>	<u>農業委員会長の確認印</u> もしくは ・農地法第3条許可書(農業委員会より) ・農用地利用集積計画書の許可書(農業委員会より) いずれかの書類の写し添付	<u>農業委員会長の確認印</u> もしくは ・農地法第20条の確認通知(合意解約)(農業委員会より)の写し添付
その他 ・住所が変更となった場合は住所変更届の提出が必要です。 ・賦課金引落とし口座の変更の場合は賦課金引落とし口座番号届の提出が必要です。			

☆農地を転用する場

一、一般転用の場合

◎所轄農業委員会への転用申請前に大町溝へ登記簿謄本の写し、位置図、公図謄写図、転用組合員及び転用関係者の印鑑を持参していただき、大町溝に対し「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」を提出し、その後大町溝と転用組合員及び転用関係者との間で除外に関する協定を結び、決済金納入後に意見書が交付され地区除外となります。その後所轄農業委員会に大町溝の意見書を添付して転用の申請を行うこととなります。

二、公共事業による買収の場合

◎一般転用と違い「農地転用等の通知」及び「意見書の交付申請書」の提出の必要はありません。ただし、地区除外及び決済金に対する協定を結ぶ必要があるために「組合員の印鑑が必要」です。大町溝へ決済金を納入し地区除外となります。公共事業で関係者が多い場合、再度ご参集いただくことが困難なため、用地買収契約の際に手続きしていただくことも可能です。公共事業による農地の買収の場合、大町溝に連絡がないままに行われることが多く見受けられ、そのままにしておきますと翌年度以降も賦課金を課せられて組合員の方が非常に不利益なことになりますので、公共事業が実施される場合は、事業主体(買主)に大町溝への連絡の有無を確認されるか「大町溝財務係までご一報下さい」。

☆農地転用等の通知書の場合

※この手続きは、農業委員会に転用の手続きをおこなう前に土地改良区でおこないます。

手続き原因 項目 必要書類	農地法第4条 転用 (自所を地目変更)	農地法第5条 転用 (所有権移転の伴う地目変更)	公共事業 買収に伴う転用
受付時の 通知書への 記載事項確認	転用組合員名 地区総代の署名捺印	転用組合員名 転用関係者名 地区総代の署名捺印	転用組合員よりの申し出
位 置 図	○	○	○
公図(写し)	○	○	丈量図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
	↓ 決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。 ↓ 意見書を農業委員会に提出		決済金を納入後、地区除外となる。

※農地を分筆・合筆した場合も 大町溝土地改良区財務係 へお知らせ下さい。

大町溝土地改良区 財務係 久松・小松まで TEL 52-2350 FAX 52-3515

☆賦課金の納入について☆

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれており、大変重要なものです。そのため土地改良区から賦課されている徴収金の先取特権の順位は、国税、地方税に次ぐ大変重要な位置付けをされております。

ほ場整備事業等の償還金となる特別会計の賦課金についても同様です。特に特別会計賦課金については、賦課金のほとんどがほ場整備事業費の債務返済のための資金であり、少しでも賦課金の単価を下げるため賦課金徴収に係る電算費用等の事務費につきましても最低の費用しか見ておらず財源に余裕がない状態です。組合員の皆さんから期限までに完納いただけない場合、農林公庫に償還ができなくなることになり、ほ場整備を行った地区全体に迷惑がかかることとなります。

しかしながら、厳しい農業情勢のなかで未収金が増える傾向となってきたり、このままでは事業の運営に支障を来すことになりかねない状況となってきました。

土地改良区としましても未納を容認することはできなく、納入いただくようさまざまな対応を個別に行わせていただいております。

どうしても納期限までに納入できない方は、事前に会計係までご連絡いただければ、分割納入等さまざまな納入方法についてのご相談をお受けいたします。

何もご連絡がないままに未納されますと税金同様、国税徴収法に準じて差し押さえ等の滞納処分をさせていただくこととなりますので必ずご連絡下さるようお願いいたします。

財務状況のあらまし

平成16年3月31日現在

☆長期借入金の状況

※借入償還実績であり、計画ではありません。

事業名	未償還元金 (千円)	償還最 終年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還最 終年度
寺田第二地区かんがい排水事業	284	H19	中平田東地区ほ場整備事業	171,962	H18
南田沢第二地区かんがい排水事業	886	26	南平田地区ほ場整備事業	164,931	25
上郷溝地区区画整理事業	56,403	18	西平田地区ほ場整備事業	632,242	25
石名坂地区区画整理事業	15,786	18	中平田南地区ほ場整備事業	355,421	32
飛鳥地区排水対策特別事業	6,789	24	大正溝地区ほ場整備事業	237,650	33
飛鳥地区区画整理事業	51,729	25	砂越地区ほ場整備事業	293,737	35
山寺地区区画整理事業	126,388	28	中平田西地区ほ場整備事業	145,348	31
内郷地区ほ場整備事業	379,024	24	飛鳥砂越地区ほ場整備事業	26,147	25
山元地区ほ場整備事業	168,563	20	合 計	2,833,290	

☆平準化事業資金借入金の状況

※借入償還実績であり、計画ではありません。計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還最 終年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還最 終年度
相沢川地区区画整理事業	7,940	H23	山元地区ほ場整備事業	101,350	H25
上郷溝地区区画整理事業	78,790	25	中平田東地区ほ場整備事業	110,910	25
石名坂地区区画整理事業	20,810	25	南平田地区ほ場整備事業	93,900	25
飛鳥地区区画整理事業	27,940	25	西平田地区ほ場整備事業	76,990	25
山寺地区区画整理事業	33,030	25	中平田南地区ほ場整備事業	13,440	25
内郷地区ほ場整備事業	131,650	25	合 計	696,750	

☆区有財産の状況

◎土地 (敷地等) 7,868.97㎡ 	◎山林 (山林等) 400,137.13㎡ 	◎建物 (面積) 883.86㎡ 	◎自動車 7台 	◎バイク・スクーター 3台 	◎有価証券 出資金 1,483,500円
---	---	--	--	---	----------------------------